

平成30年度第2回木更津市建築審査会 会議録

日時 平成30年6月27日（水） 午後2時00分から

場所 木更津市役所駅前庁舎 8階 会議室2

出席者 石渡委員、白石委員、北野委員、家永委員、湯谷委員

事務局（都市整備部次長、都市整備部建築指導課長、建築審査担当総括、建築指導担当総括、担当）

傍聴者 0名

1 案件

案件1 建築基準法第43条第1項ただし書き許可の同意について

2 議事録

（事務局）委員5名全員の出席があり、開催の条件を満たしていることを報告した。

案件1

※事務局において申請位置、申請要旨、許可事項、建築物概要（主要用途、構造、階数、建築面積及び延べ面積）を説明

【質疑応答】

（委員）排水は、道路側ではなく学校用地の下水に接続するということだが、個人の排水も学校用地の下水に排水してよいのか。

（事務局）学校用地の下水に排水することに関しては、関係各課と協議済みで了解を得ているとのこと。また、今回の敷地は一部、下水道処理区域から外れているが、近くに排水できる枡があるため、そこまでの接続を申請者側の負担で行なうこととなる。

（委員）将来的な話になるが、地震等で配管が破損した場合はどちらが補修するのか。

(事務局) 使用者との協議で負担の仕方については決めていくことになると思うが、基本的には、公共柵から本管側であれば市が補修して、公共柵から建物側であれば使用者が補修することになる。

(委員) 申請敷地の東側の建物は浄化槽だが、なぜ申請敷地は下水に接続するのか。

(事務局) 申請敷地の東側の建物は平成 7 年にただし書きの許可を受けているが、中学校側の下水の接続が整備されたのが、平成 22 年から平成 25 年ぐらいなので当時は公共下水道が無かったと思われる。

(委員) 学校敷地側の道は位置指定道路に指定できないのか。

(事務局) この道は交通できる道の形態はしているが、学校側の敷地となっており、学校側の承諾が得ることが難しいため指定することはできない。

(委員) 申請敷地と平成 7 年に 43 条ただし書き許可を受けている敷地との間の空地はどのような敷地なのか。

(事務局) この空地も申請者が所有している土地で現在は、申請敷地も含めて全体を駐車場として利用している。

審議の結果、同意される。